

集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書

これまで歴代の政府は、従来からの集団的自衛権の行使を認めないという憲法解釈に立って、体系的な議論を維持してきました。しかしながら安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を閣議決定する方向で与党協議が行われている。

今後、仮に従来の政府の立場を変えたいとするのであれば、なぜ変えることが必要なのか、どのように変えるのか、変えた結果が国民や同盟国、近隣諸国、国際社会にどのような影響を及ぼしていくのかなどについて、深く、慎重に検討していく必要がある。あわせて国民の理解を得る必要、国際社会に理解を促す努力が求められる。

時の政権によって憲法解釈の変更が安易になされてよいとするのであれば、憲法の国家権力を規制するという最高規範としての存在意義すら危ういものとなる。

よって、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関しては、国民的議論抜きに政府による憲法解釈の変更がなされることがないように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	伊吹 文明 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様